加算体制

サービス種類	単　位	算　定　用　件
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位／日	・次の(1)～(3)までのいずれかに該当すること。 (1)算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合が 70%以上であること。 (2)算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支援を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 65%以上であること。 (3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の 15%以上であること。 ・入所者の数が 6 又はその端数を増す毎に、介護福祉士を 1 以上配置していること。
看護体制加算Ⅰ(ロ)	4 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ(ロ)	8 単位／日	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への 24 時間体制が確保されていること。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13 単位／日	入所定員が 51 人以上の事業所で、夜勤を行う介護・看護職員の数が最低基準を 1 人以上上回っていること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位／月	以下のいずれの要件も満たすこと。 ・入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

サービス種類	単位	算定要件
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (対象者のみ)	3 単位／日	・施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満である場合にあっては、1 以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施していること。
栄養マネジメント強化加算	11 単位／日	・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の 50(施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70)で除して得た数以上配置すること。 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ) (対象者のみ)	110 単位／月	口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

サービス種類	単位	算定要件
安全対策体制加算	20 単位／回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 ※入所時に 1 回を限度として算定。
初期加算 （対象者のみ）	30 単位／日	入所した日から起算して 30 日以内の期間について算定する。 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。
外泊時費用 （対象者のみ）	246 単位／日	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所得単位数に代えて算定する。
外泊時在宅サービス利用費用 （対象者のみ）	560 単位／日	入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1 月に 6 日を限度として所得単位数に代えて算定する。
看取り介護加算（Ⅰ） （対象者のみ）	72 単位／日 （死亡日以前 31～45 日）	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。
	144 単位／日 （死亡日以前 4～30 日）	
	680 単位／日 （死亡日前日及び前々日）	
	1,280 単位／日 （死亡日）	

サービス種類	単位	算定要件
退所時栄養情報連携加算 （対象者のみ）	70 単位/回	・厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者又は低栄養状態にあると医師が判断した者。 ・管理栄養士が、退所先（入院含む）の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。
再入所時栄養連携加算 （対象者のみ）	200 単位 （1回のみ）	・厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。 ・自施設から入院し、退院後再入所した者。 ・特別食又は嚥下調整食が必要な者。
協力医療機関連携加算	50 単位/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合(協力医療機関の要件) ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位/月 （Ⅱと併算定不可）	以下の要件を満たすこと。 イ　利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が 6 月を超える者)の総数が 10 人以上であること。 ロ　利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目(6 月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ　利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済 ADL 利得)について、利用者等から調整済 ADL 利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上であること。

ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 単位/月 （Ⅰと併算定不可）	・ADL 維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。 ・評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 3 以上であること。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/日 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の併算可	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を、1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の併算可	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 単位/月 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の併算可	・個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。 ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数の 14% *介護報酬総単位数：基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1 日あたりの単位数とは、若干の誤差が生じます。	